長野県

○教育委員会委員任命
高木蘭子委員は、七月十日任期満了し、同月十一日次の者が任命された。
教育委員会委員　矢島　宏美

岐阜県

辞職　新　旧
（総務部長）　彦谷　直克
（七月十一日）
総務部長　（清流の国推進部長）　高木　敏彦
清流の国推進部長（商工労働部長）　宗宮　康浩
商工労働部長　職員　藤野　琢巳
（以上七月十二日）

三重県

○労働委員会委員任命
村田裕委員、森田明美委員、藤原義治委員、大西邦雄委員、松岡美江子委員及び川村則之委員は、四月三十日任期満了し、五月一日次の者が任命された。
労働委員会委員　向山　富雄
同　藤本　真理　同　山本　潤
同　野呂　利幸　同　村田　典子
同　高林　学

○労働委員会委員再任
松本英雄委員、小西正史委員、三浦敏秀委員、土森弘和委員、金森美智子委員、前出桂一委員、仲範和委員、西場康弘委員及び伊藤良夫委員は、五月一日再任された。

兵庫県

○監査委員選任
森脇保仁委員及び松田一成委員は、六月十一日辞職し、同月十二日次の者が選任された。
監査委員　藤田　孝夫
同　黒田　一美

○収用委員会委員再任
道満雅彦委員及び葛西利延委員は、六月十八日再任された。

○収用委員会予備委員再任
笹倉雅人予備委員は、六月十八日再任された。

○人事委員会委員再任
伊藤聡委員は、七月一日再任された。

広島県

○人事委員会委員再任
林誠委員は、七月九日再任された。

○副議長選挙
石橋良三副議長は、六月二十七日辞職し、同日次の者が選挙された。
副議長　冨永　健三

香川県

○公安委員会委員再任
川東祥次委員は、七月十六日再任された。

千葉市

辞職　新　旧
（副市長）　徳永　幸久
同　（総合政策局長）　鈴木　達也
（以上六月三十日）
副市長　（総合政策局長）　鈴木　達也
総合政策局長（こども未来局長）　川上　千里
こども未来局長　職員　石井　忍
会計管理者　同　宇留間　正
（以上七月一日）

横浜市

○教育委員会委員任命
奥山千鶴子委員は、六月三十日任期満了し、七月一日次の者が任命された。
教育委員会委員　長島　由佳

○人事委員会委員再任
岡部光平委員は、七月一日再任された。

広島市

○監査委員選任
安達千代美委員及び永田雅紀委員は、七月一日辞職し、同月二日次の者が選任された。
監査委員　沖宗　正明
同　渡辺　好造

福岡市

○教育委員会委員再任
松原妙子委員は、七月七日再任された。

皇室事項

認証官任命式

七月二十九日午後三時十五分、宮中において、特命全権大使尾西雅博、同伊藤秀樹、同石井正文、同片上慶一及び同山本栄二の認証官任命式が行われた。

行幸啓

天皇皇后両陛下は、東日本大震災復興状況及び地方事情御視察のため、七月二十二日午前十時三十二分御出門、宮城県へ、引き続き、那須御用邸へ行幸啓、同月二十八日午後零時四十四分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、七月三十日モロッコ国国王陛下の即位記念日につき、同月二十九日御祝電を発せられた。

御答信

天皇陛下から五月二十七日アゼルバイジャン国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、七月一日御答信があった。

天皇陛下から四月二十五日オランダ国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、七月二日御答信があった。

天皇陛下から五月十二日マケドニア旧ユーゴスラビア共和国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、七月三日御答信があった。

官庁報告

法務

公証人任免

東京法務局所属公証人秋山壽延は願により公証人を免ぜられた。

小島浩は公証人に任命され、東京法務局所属公証人秋山壽延の後任を命ぜられた。

東京法務局所属公証人山田利夫は願により公証人を免ぜられた。

坂井満は公証人に任命され、東京法務局所属公証人山田利夫の後任を命ぜられた。（以上七月十六日）（法務省）

国家試験

航空従事者技能証明等に関する試験の施行

航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第45条第1項の規定に基づき、航空従事者技能証明等に係る試験の施行について、次のとおり公示する。

平成26年7月31日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　学科試験を行う航空従事者技能証明等
一　定期運送用操縦士の資格に係る技能証明であって、外国政府の授与した航空業務の技能に係る資格証書を有する者で、試験の免除を受けようとするもの
二　事業用操縦士（飛行機及び回転翼航空機に限る。）の資格に係る技能証明
三　計器飛行証明
四　航空英語能力証明

2　学科試験の期日及び場所
平成26年9月21日（日）東京都、大阪市

3　申請書の受付期間　平成26年8月13日（水）から平成26年8月20日（水）までに次項第一号又は第二号に掲げる提出先へ持参又は書留便により郵送するものとし、郵送する場合にあっては、同日までの日本の消印のあるものを有効とする。

4　申請書の提出先
一　東京都において学科試験を受験しようとする者は、東京都千代田区九段南1丁目1番15号（郵便番号102―0074）九段第二合同庁舎内、東京航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。
二　大阪市において学科試験を受験しようとする者は、大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号（郵便番号540―8559）大阪合同庁舎第四号館内、大阪航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。
三　申請書の提出後、住居の移転等やむを得ない理由により受験地を変更しようとする者は、申請書を提出した当該地方航空局へ受験地変更願いを平成26年8月21日（木）までに提出すること。

5　学科試験受験手数料
一　第1項第一号から第三号に掲げる技能証明等に係る学科試験を受験しようとする者は、5,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。